

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊幌別駐屯地
第 3 2 3 会計隊幌別派遣隊長 浅野 隆喜

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号		
6LWU1HB00330		6MMG1A50018 0001						
品名 または 件名								
発動発電機撤去役務								
部品番号 または 規格								
仕様書のとおり								
使 用 器 材 名								
数 量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1. 00	UN							
納地または工事場所				引 渡 場 所				
幌別駐業				虎杖浜中継所				
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期				
古岡 1 曹				令和8年11月30日 (月)				

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

仕様書、標準契約書及び入札心得等については、第 3 2 3 会計隊幌別派遣隊 契約班に掲示する。

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない。
入札日時場所：令和8年9月25日（金）10時00分 駐屯地会議室（本部庁舎 1 F）

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

- (1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
- ア 予算決算及び会計令第 7 0 条及び第 7 1 条の規定に該当しない者であること。
 - イ 全省庁統一資格において、「役務の提供等」の「A・B・C・D」等級の格付けを有する者かつ北海道地域の競争参加資格を有する者であること。
 - ウ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - エ 付紙「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しない者であること。
 - オ 「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾し、厳守する者。
- (2) 適用する契約条項
- 駐屯地用標準契約書「役務請負契約条項」、「談合等の不正行為に関する特約条項」及び「暴力団排除に関する特約条項」
- (3) 保証金等に関する事項
- ア 入札保証金
免除。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合は、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の 1 0 0 分の 5 に相当する金額を違約金として徴収する。
 - イ 契約保証金
免除。ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上の金額を違約金として徴収する。
- (4) 入札の無効
- ア 第 2 項及び第 7 項（1）で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札

- イ 入札に関する条項に違反した入札
- ウ 入札金額が判別し難い入札
- エ 入札書（押印を省略する業者）に担当者氏名及び連絡先が記載されていない入札
- オ 入札書（押印を希望する業者）に押印された印影が判別し難い入札
- カ 電報・FAXによる入札
- キ 到着期日に遅れた郵便等による入札
- ク 入札開始時刻に遅れた者による入札
- ケ 入札書に暴力団排除に関する誓約事項に誓約する旨の記載がない入札書
- コ 誓約した暴力団排除に関する誓約事項に虚偽があった場合又は違反した場合

(5) 落札決定方式

- ア 当隊所定の予定価格の範囲内の最低入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、抽選により落札者を決定する。
- イ 落札決定に当たって、入札書に記載された総額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税込みで見積もった場合は、当該総額から10パーセントを差し引いた税抜き金額を入札書に記載（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）すること。

(6) 契約書の作成

落札者は落札決定後遅滞無く陸上自衛隊「駐屯地用標準契約書」の様式により契約書を作成する。ただし、契約金額が100万円未満の場合は、契約書の作成を省略する。

(7) その他

- ア 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。
- イ 資格審査結果通知書（写）を提出すること。
- ウ 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。
- エ 入札者は、入札書下部等余白に下記内容を承諾のうえ記載すること。
「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合）は、上記件名の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札いたします。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」
- オ 郵便等による入札は、封筒に「入札書在中（入札件名）と明記し、資格審査結果通知書（写）を同封し、9月24日（木）1700までに幌別駐屯地 第323会計隊幌別派遣隊契約班へ必着とする。この際、下記の入札担当者に送付の旨を連絡するものとする。
- カ 再度の入札は直ちに実施する。ただし、郵便等による入札があった場合は再度入札を9月30日（水）0900に実施する。この際、郵便により入札する場合は前日1700までに幌別駐屯地第323会計隊幌別派遣隊に必着とする。
- キ 入札に関する事項の問い合わせ先
〒059-0024 北海道登別市緑町3丁目1番地
陸上自衛隊幌別駐屯地 第323会計隊幌別派遣隊 担当：角田
TEL 0143-85-2011（内線 348）
FAX 0143-85-2011（内線391に繋ぎ、FAX送付の連絡後外線に直接送信）
Mail 331fin-na@inet.gsdf.mod.go.jp

(8) 公告掲示場所及び期間

- ア 公告掲示場所
北千歳、南恵庭、北恵庭、幌別駐屯地、登別商工会議所
北部方面会計隊HP： <http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/fin/>
- イ 掲示期間
掲示期間：令和8年9月8日（火） ～ 令和8年9月25日（金）

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 資本関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

(2) 人的関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

ウ (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	仕 様 書 番 号		
発動発電機撤去役務	1		
	防衛大臣承認	令和	年 月 日
	作 成	令和	8 年 8 月 2 日
	変 更	令和	年 月 日
	作成部隊等名	第 3 1 3 基地通信中隊 幌別派遣隊	

1 総則

適用範囲

この仕様書は、虎杖浜中継所（第 3 1 3 基地通信中隊幌別派遣隊）において使用する発動発電機 G G N－6 2－X の撤去役務について規定する。

2 実施場所及び工期

2.1 役務実施場所

役務実施場所は、北海道白老郡白老町虎杖浜 4 2 3 番地 1 号 虎杖浜中継所とし、細部位置は別図第 1、別図第 3 による。

2.2 工期及び時間

- 既設発動発電機撤去から新設発動発電機据付工事完成検査が完了するまでの間とする。
- 作業時間は、平日 0 8 1 5～1 7 0 0 の間を原則とするが、電源の中断を伴う工事の場合は土日・祝祭日又は夜間とする。（特別な場合は監督官と協議し、決定する。）

3 作業概要及び撤去器材

3.1 作業概要

- 新設発動発電機据付工事開始前までに、既設発動発電機の撤去
- 既設発動発電機撤去開始から、新設発動発電機据付完了までのバックアップ電源の確保
- 撤去した既設発動発電機の集積場所までの運搬（別図第 2 による）
- 既設器材の廃油抜き取り及び廃油処理
- サービスタンク内の軽油（残油）の処理

3.2 撤去器材

撤去器材は表 1 による。

表 1－撤去器材

番号	品 名	数 量	備 考
1	発動発電機 G G N－6 2－X	一式	廃油抜き取り及び廃油処理
2	制御盤	一式	
3	サービスタンク	一式	タンク内軽油（残油）の処理
4	負荷抵抗器	一式	
5	起動用蓄電池	一式	設置架台を含む
6	消音器	一式	
7	既存配線	一式	
8	燃料配管	一式	
9	排気管	一式	

3.3 作業実施上特に注意すべき事項

- a) 既設発動発電機の撤去は、バックアップ電源の電源供給が可能状態になった後に実施するものとする。
- b) バックアップ電源については、**30kVA相当（停電時自動起動）**のものとする。
- c) バックアップ電源は、**幌別通信所設置の器材から遠隔操作による起動・停止が可能**なものとする。
- d) バックアップ電源への切替に必要な資材については、全て請負側が準備するものとする。
- e) 電源切替を速やかに実施し、中断時間を最短にするものとする。
- f) 新設発電機設置業者と調整をし作業工程を計画するものとする。

4 一般事項

4.1 工程表及び施工計画

請負者は、請負契約成立後、工程表及び施工計画を監督官に提出し、工程施工について承認を受けた後に着工するものとする。

4.2 軽微な変更

現場の収まり具合、取り合わせ等の為の軽微な変更は、監督官の指示により行う。この場合、請負金額の増減または工期の延長はしない。また、仕様書等に明記なき事項又は、その内容において疑義が生じた場合は当該箇所の作業を一時中断し、監督官の指示を受けた後、再開する。

4.3 水道・電気の使用

役務に使用する水道・電気を隊内において使用する場合は、監督官と調整し指示を受ける。

4.4 現場管理

現場の清掃、安全管理、火災、盗難、事故防止等については、請負者の責任で管理する。また、現場代理人等は作業開始前に既設物品等の状態を確認し、これらに損傷等が生じない様に十分な指導・監督を行うこと。既設物品等に損傷があった場合の復旧に要する費用は、請負業者の負担とする。

4.5 産業廃棄物等の処置

発生した産業廃棄物等は、請負業者の責任において適切に処置する。産業廃棄物として処分した場合はマニフェスト（写）を提出すること。

4.6 提出書類

- a) 実施工程表
- b) 役務日誌
- c) 役務工事写真（作業前・中・後）

5 品質保証

5.1 監督・検査

役務が完了したならば、検査官に申し出て検査を受ける。検査の結果、不合格箇所があった場合は、請負者負担により手直し後、再検査を受けるものとする。

5.2 その他

関係各所への各種届出は、請負者が負担するものとする。また、その際には据付工事の請負者との連携を密に図ること。

6 その他の指示

6.1 秘密保全

- a) 駐屯地等への出入門は、定められた所定の手続きを行い、駐屯地部隊の諸規則に従うこと。
- b) 役務に関係のない場所への立入禁止及びデジカメ等による写真撮影を禁止する。しかし、役務実施上、やむを得ずに立入禁止場所への立入及び撮影が必要な場合には、監督官に申し出るとともに、立入許可簿に記入をし、許可を得てから立入・撮影するものとする。
- c) 契約の相手側は、本契約の履行に当たり直接または間接に関わらず知り得た事項の管理に万全を期すとともに、別途利用その他への公表等は契約担当官等に承認なく行ってはならない。また、本契約後も、同様とする。

6.2 仕様書に関する疑義

本役務は、本仕様書及び図面によるほか、関係諸法規を遵守し実施すること。図面と仕様書との内容に相違又は疑義が生じた場合には、すべて監督官と協議しなければならない。但し、軽微なものについては監督官の指示に従うものとする。

6.3 添付書類

- a) 別図第1「虎杖浜中継所案内図」
- b) 別図第2「幌別駐屯地配置図」
- c) 別図第3「虎杖浜中継所配置図」
- d) 別図第4「虎杖浜中継所1F平面図」

6.4 仕様書に関する調整先

第313基地通信中隊幌別派遣隊（0143-85-2011 内線392）

市場価格調査依頼書

殿

以下のとおり市場価格調査を依頼します。

分任契約担当官
陸上自衛隊幌別駐屯地
第323会計隊幌別派遣隊長 浅野 隆喜

1 市場価格調査

契約実施計画番号	6LWU1HB00330							
調達要求番号	物品番号		単 位	数 量	銘 柄	納 地		
品 名					使用期限等	引 渡 場 所	指定	
部品番号 または 規格						搬 入 場 所	検査	
使用器材名			仕様書番号		グループ	納 期	包装	
6MMG1A50018 0001			UN	1.00		幌別駐業		
発動発電機撤去役務						虎杖浜中継所		
仕様書のとおり						古岡 1 曹		
						令和8年11月30日（月）		

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

2 市場価格調査提出日時

令和8年9月18日（金） 17時00分

3 市場価格調査提出場所

会計隊 事務室

4 備考

別添の品目別内訳書に税抜単価の記載をお願いいたします。
記入した（該当品目のある）ページのみご提出ください。（FAXまたはMail提出可）

【提出先及び問い合わせ先】
〒059-0024
登別市緑町3丁目1番地
陸上自衛隊幌別駐屯地
第323会計隊幌別派遣隊 契約班（担当：角田）
TEL 0143-85-2011 内線348
FAX 0143-85-2011（内線391に繋ぎ、FAX送付の連絡後外線に直接送信）
Mail 331fin-na@inet.gsdf.mod.go.jp

品 目 等 内 訳 書

契約実施計画番号		6LWU1HB00330																							
NO	調達要求番号		物品番号				単	位	数	量	単	価	金	額	銘	柄	納		地	指定					
																	引		渡		場	所			
																	使用期限等		搬		入	場	所	検	査
																	グループ		納		期	包		装	
1	6MMG1A50018	0001					UN		1.00								幌別駐業								
	発動発電機撤去役務														虎杖浜中継所										
	仕様書のとおり														古岡1曹										
															令和8年11月30日										
					- 以下余白 -																				